

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）8 月 1 0 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

地域森林計画に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）7 月 2 4 日付けで諮問（第 8 6 7 号）された地域森林計画に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 0 条第 2 項第 5 号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 0 条第 5 項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。
- (4) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

藤沢市内の森林については、森林法第 5 条に基づく神奈川県地域森林計画で対象となっている山林を示す神奈川県が作成した森林計画図（以下「森林計画図」という。）を使用し、森林法に基づく伐採届出制度や森林の土地所有者届出制度などの事務を行っており、該当地の位置を紙の地図である森林計画図と明細地図を突き合わせることで確認している。

しかし、2017年（平成29年）4月1日に森林法が一部改正され、市町村は、森林法に基づく伐採届出制度や森林の土地所有者届出制度などの事務を適切かつ効率的に行うために、神奈川県地域森林計画で対象となっている森林の土地に関する情報を記載した林地台帳及びその森林の土地に関する地図（以下「林地台帳付属地図」という。）を作成するとともに、個人の権利利益を害するもの等を除き公表することとなった。したがって、今まで保有していない情報の処理をすることになり、2019年（平成31年）3月末までに作成し、同年4月から公表できるよう進めていく予定である。（法の施行日は2017年（平成29年）4月1日で、施行日から2019年（平成31年）3月31日までの間は作成期間とされている。）

林地台帳及び林地台帳付属地図を作成するにあたっては、土地の所有状況を把握する必要があるが、みどり保全課では土地情報及び地番図を保有していないため、資産税課が保有する土地情報及び地番図が必要であり、また、藤沢市一般業務支援GISに取り込み、コンピュータ処理が必要であることから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

藤沢市一般業務支援GISとは、「藤沢市道路台帳GIS整備基本計画」に基づき、藤沢市の道路台帳を電子化させた地理情報システム（GIS：Geographic Information System）のことであり、これに地質調査データや公園データ、緑地データなど、様々な地理情報を搭載することが可能となるものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することの必要性について

森林法改正に伴う林地台帳及び林地台帳付属地図の作成のためには、神奈川県地域森林計画で対象となっている山林の土地の形状と地番がわかる図面と土地の情報が必要となるが、みどり保全課ではその情報を保有していない。藤沢市全域の公図を取り込み、地番図と同様のものを作成し、土地の情報を調査するには高額な費用と相当な時間を要し、森林法が施行期限とする2019年（平成31年）3月31日までの作成に他の方法がないことから、資産税課が保有する土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図の情報について、本人以外のものから収集する必要があると判断する。

(3) 本人以外のものから収集する個人情報の範囲について

本人以外のものから収集する個人情報は、資産税課が保有する表1に掲げる情報である。

表1

調査事項	必要な情報
1. 土地課税台帳及び土地補充課税台帳のうち、神奈川県地域森林計画で対象となっている土地で、課税（現況）地目が山林である土地の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者住所</li> <li>・所有者氏名</li> <li>・所在地名</li> <li>・地番（枝番）</li> <li>・課税（現況）地目</li> <li>・登記地目</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税（現況）地積</li> <li>・登記地積</li> </ul>
2．税務地図のうち，神奈川県地域森林計画で対象となっている土地で，課税（現況）地目が山林である土地の情報 縮尺 1 / 2 , 5 0 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地番図</li> </ul>

各項目全て電子情報

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

個人情報を本人以外のものから収集する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし，本人以外のものから収集する個人情報は，神奈川県地域森林計画で対象となっている山林の土地情報及び地番図であり，対象民有林面積が 3 8 5 . 5 4 ha と市域の約 6 % を占め，通知先が概ね 3 , 0 0 0 件前後になる見込みから，その費用や事務量が過分に必要となり，事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上から，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

なお，代替え措置として，本人以外のものから収集することについて，広報に掲載し周知する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

今回作成する地番図は，概ね 3 , 0 0 0 件前後の山林の土地を管理するため，電子化された藤沢市森林計画図との重ね合わせ，検索・集計等の作業が必要であり，また，森林法が定める施行期限までの期間が短いことから，コンピュータ処理が必要となるものである。

イ コンピュータ処理する個人情報について

表 1 に掲げる情報

ウ 安全対策について

(ア) みどり保全課での安全対策について

a デジタル化された林地台帳及び林地台帳付属地図は，道路河川総務課が利用契約する外部のデータセンターに保管する。このデータセンターは地方自治体専用のネットワーク（L G W A N）上でコンピュータサービスを提供する（A S P）事業者で，L G W A N の基準を満たし，安全対策が整った国際規格 I S O 2 7 0 0 1（I S M S）の認証取得事業者とする。

b データの引渡しについては，パスワード認定が可能な媒体（C D - R O M を予定）を使用し，媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケースに収納して複数人で運搬する。また，受渡しの際には受渡し簿を作成し，双方で確認する。

c データ受渡し用媒体については管理責任者を定め，鍵のかかるキャビ

ネットで管理する。

- d 紙に出力したデータは、みどり保全課内の業務にのみ使用し、廃棄の際はシュレッダーにて個人情報外部に漏れないように廃棄する。
  - e 通信回線は、L G W A N回線を使用し、通信は暗号化される。
  - f 藤沢市一般業務支援G I Sは、利用時には担当者毎のI D、パスワードが必要で、操作ログが記録される。
- (1) 藤沢市林地台帳整備業務委託受託者に求める安全対策について
- 資産税課が保有する土地情報及び地番図データをG I Sシステムに取り込む作業については、藤沢市林地台帳整備業務委託で作業するものとし、受託者に求める安全対策については、次のとおりとする。
- a プライバシーマーク及び国際規格I S O 2 7 0 0 1 ( I S M S )の認証を取得していること。
  - b 作業室は、機械警備・監視カメラ・I Dカードの導入等によりセキュリティ管理がされていること。
  - c 作業室への入退室は、業務責任者及び従事者のみに限定し、入退室の状況が記録されていること。
  - d データの編集作業については、業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
  - e 作業室へのみどり保全課職員の立ち会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業室を設置すること。
  - f 作業用端末の操作についてはユーザーI D及び暗証番号による認証を行い、端末操作を業務責任者及び従事者に限定すること。
  - g 暗証番号は定期的に変更するとともに操作の状況を記録すること。
  - h 個人情報は、入退室制限を設けた保管施設に設置されている作業用端末で管理すること。
  - i 作業を行う端末については、外部ネットワークと接続しないこと。
  - j 端末については、コンピュータウィルス対策ソフトを利用し、最新のウィルスパターンを適用し、ウィルス対策に施すこと。
  - k やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
  - l データの受渡しについては、パスワード管理が可能な媒体を使用し、双方の職員同士が直接受渡しを行うと共に、媒体については紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。
  - m 受託業務終了後は、貸与品については速やかにみどり保全課に返却すること。
  - n 個人情報を含むデータは、市の承諾なくして複製しないこと。
  - o 業務責任者及び従事者については、個人情報に関する必要な研修及び指導を行うと共に、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
  - p 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務責任者

は業務従事者に周知徹底すること。

q 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏洩などが行われないよう管理を徹底すること。

以上に加え、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及びデータ保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員及び受託者は遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努めるものとする。

#### エ データ運用方法について

今回取り扱う地番図データは、多くの個人情報を含むため、閲覧権限に制限を設け、林地台帳及び林地台帳付属地図を所管するみどり保全課と地番図データの保守業者のみが編集と閲覧を行えるものとし、非担当課は編集と閲覧を行えないものとする。

#### (6) 公表する情報について

森林法第191条の5に定める公表項目は、次のとおりである。

##### ア 林地台帳に記載する事項

- (ア) その森林の土地の所在，地番，登記地目及び面積
- (イ) その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- (ウ) その他農林水産省令で定める事項

##### イ 林地台帳付属地図（藤沢市森林計画図に神奈川県地域森林計画で対象となっている森林の土地の地番を追記したものであり、筆界を記載していないもの）

#### (7) 包括承認について

土地の情報は日々変化するため、本人以外のものから収集した情報から作成された林地台帳においても、常に正しい情報に更新する必要がある。みどり保全課がその変化を個別に毎年更新していくのは相当な事務量を要するため、事務の軽減と的確な事務執行のため、その都度に、土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図の最新の情報を本人以外のものから収集する必要がある。

#### (8) 実施年月日

- ア 林地台帳及び林地台帳付属地図の電子化  
平成30年度
- イ 林地台帳及び林地台帳付属地図の公表  
2019年（平成31年）4月1日から

#### (9) 添付資料

- ア 地図作成までの流れ（イメージ）
- イ 藤沢市林地台帳整備業務委託特記仕様書（案）
- ウ 藤沢市林地台帳整備業務委託契約書（案）
- エ 個人情報取扱事務届出書
- オ 官報

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判

断をするものである。

(1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

森林法改正に伴う林地台帳及び林地台帳付属地図の作成のためには、神奈川県地域森林計画で対象となっている山林の土地の形状と地番がわかる図面と土地の情報が必要となるが、みどり保全課ではその情報を保有していない。藤沢市全域の公図を取り込み、地番図と同様のものを作成し、土地の情報を調査するには高額な費用と相当な時間を要し、森林法が施行期限とする2019年(平成31年)3月31日までの作成に他の方法がないことから、資産税課が保有する土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図の情報について、本人以外のものから収集する必要があるとこのことである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要があると認められる。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

個人情報を本人以外のものから収集する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本人以外のものから収集する個人情報は、神奈川県地域森林計画で対象となっている山林の土地情報及び地番図であり、対象民有林面積が385.54haと市域の約6%を占め、通知先が概ね3,000件前後になる見込みから、その費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるとのことである。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

今回作成する地番図は、概ね3,000件前後の山林の土地を管理するため、電子化された藤沢市森林計画図との重ね合わせ、検索・集計等の作業が必要であり、また、森林法が定める施行期限までの期間が短いことから、コンピュータ処理が必要となるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が、2 説明要旨(5)ウ(ア) a から f まで及び(イ) a から q までに示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 実施機関の安全対策

- a ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (ア) a 及び e
- b データ媒体の紛失を防ぐための措置 (ア) b 及び c
- c 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ア) d
- d 日常的な安全対策 (ア) f

(イ) 受託者の安全対策

- a 利用後にデータを確実に消去するための措置 (イ) k
- b 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止

するための措置 (1) c , f 及び l

c 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

(1) a , b , d 及び e

d その他受託者の安全対策を高めるための措置 (1) g , h , i , j , m ,  
n , o , p 及び q

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし、本人以外のものから収集することについて広報による周知をする際に林地台帳等を公表することについても掲載すること、また、公表する際に非公表とする情報が誤って公表されることのないよう安全対策を講じることを条件とする。

以 上